

地域情報化政策の変遷

——2000年代における ICT 利活用・人材育成への対象拡大——

高田義久



▶ 1 はじめに

日本では情報通信 (Information and Communications Technology: ICT) 基盤が普及しているところ、安価で高速なブロードバンド通信サービスの契約件数は合計約 3,500 万件あり、また、携帯電話も、契約数は合計 1 億 2000 万件 (2011 年 3 月) まで普及しており、そのうち高速データ通信可能な第三代以降の携帯電話が 98% を占め、2009 年からスマートフォンの普及も進んでいる。

しかし、国際的な比較では、ICT 基盤整備は世界で最も進んでいるものの、それを用いて社会経済の課題解決に役立てる ICT 利活用では世界第 18 位と遅れており (情報通信白書 2011: 30)、この利活用の促進が日本における ICT 普及の喫緊の課題となっている。

ICT 利活用を促進するための取組は各分野で進められているが、地域の社会生活環境の改善は、その効果を最も住民が感じることができる分野である。地域の課題を ICT により解決を図り、地域活性化へとつなげている先進事例は数多く存在するものの、現状では、それらの事例が全国へ広範に普及しているとはいえない状況である。

地域の情報化を促進するために、国からも、従来から様々な支援が行われているところ、日本における ICT 利用環境に大きな変化をもたらしたブロードバンドの普及が進展した 2000 年代の地域情報化政策について、地域における取組の現状と課題を踏まえつつ、特に総務省に焦点をあてて、変遷について考察することとする。

▶ 2 本論における地域情報化の対象

地域情報化とは、インターネットなどの情報通信基盤を媒介として、地域社会を支える住民、地方公共団体、企業、NPO などの多様な主体間で情報と知識の共有を図ることで、地域社会の抱える課題解決、地域社会の活性化を導くことである。

地域において ICT を活用した取組は多岐にわたるが、実施主体を基にした整理として、丸田 (2006: 16-17) は地域情報化を「情報技術で知的にエンパワーされた住民等が、地域において、アクティビズムを発揮し、プラットフォームの設計やイメージの具体化などによって、協働型社会を形成するプロセス」と定義した。そして、地域における情報化の取り組みとして、「自治体内部の情報化」及び「自治体が行う地域の情報化」という自治体が主体の情報化に、「自治体以外の主体が行う地域の情報化」を加え、前 2 種を行政情報化 (従来の地域情報化の範囲) とし、後 2 種 (「自治体が行う地域の情報化」は重複) を「地域情報化」と区分した。なお、「自治体以外の主体」には、NPO、民間企業など地域における様々な自治体以外の主体が含まれる。

これらの中で、NPO は 1998 年の特定非営利活動促進法 (NPO 法) 成立以降、2011 年

9月30日までに認証を受けたNPO法人43,631団体のうち4,106団体(全体の9.4%)が「情報化社会の発展を図る活動」を行う団体となっている⁽¹⁾ことから、地域情報化活動の新たな担い手として考えられるようになってきている。

従来は、行政が地域情報化の主体である場合が多く、上述の「行政情報化」が地域情報化を指すことが多かったが、この定義は住民等による地域情報化活動が活発化していることから、従来「公」と同意であった行政と区分して、その役割を強調するものと言えるところ、これら3種すべてを含む概念を「広義の地域情報化」、行政内部の電子化を除いた後2種を「狭義の地域情報化」とも呼ぶことができる。

自治体内部の行政情報化については、地域社会への裨益は間接的であることから、本論の対象範囲としては「狭義の地域情報化」を前提としていくこととする。

▶ 3 情報化に向けた地域における取組の現状と課題

地域の情報化の進展について、代表的なICT基盤であるブロードバンド通信の全国における整備状況は、総務省資料によると、サービスエリアの世帯カバー率では2011年3月末で、ブロードバンド⁽²⁾は100%、超高速ブロードバンド⁽³⁾は92.7%となっている。先にも述べたとおり、諸外国と比較しても、ICT基盤整備は進展しているといえる。

このような基盤を用いた地域情報化に向けた取組の現状について、表は総務省が自治体に行ったアンケート調査⁽⁴⁾の結果である。調査対象が自治体であり、前述の「自治体が行う情報化」に該当するものである。これによると83.5%の自治体がICTを用いた利活用事業を実施しており、防災、教育、防犯及び福祉という住民生活に密接に関係する分野の実施率が、全分野の平均よりも高くなっている。

この調査では、地域におけるICT利活用事業における課題も調査しており、「費用」(「導入コストが高い」(55.5%)、「運用コストが高い」(55.2%))、「費用対効果」(「費用対効果が不明確」(47.5%)、「費用対効果が見合わない」(15.3%))、「人材」(「自治体のノウハウ不足」(42.0%)、「自治体の要員不足」(38.2%))がその他の分野(「インフラ・整備等」,「利用者・地域の理解・負担」,「その他」)を上回り、地域情報化の推進にあたっては、費用と人材が大きな課題と認識されている。

今後も、地域情報化の取組を促進させていくところ、総務省の「ICT地域活性化懇談会」提言(2011: 4-14)(以下「懇談会提言」とする)ではそれらの取組を阻害している課題について、以下のとおり分析している(各項目の内容は筆者の要約)。

● ICT利活用ニーズに関する課題

地域においてICT利活用の経験が少ないと、関係者の間でICTは社会課題の解決、新しい市民社会の形成を促進する可能性があるという認識が十分でない。そのように、ICT利活用の効果に関する認識がないと、地域におけるニーズの把握が不十分、あるいは見過ごすこととなり、必要な取組自体が行われないこととなる。

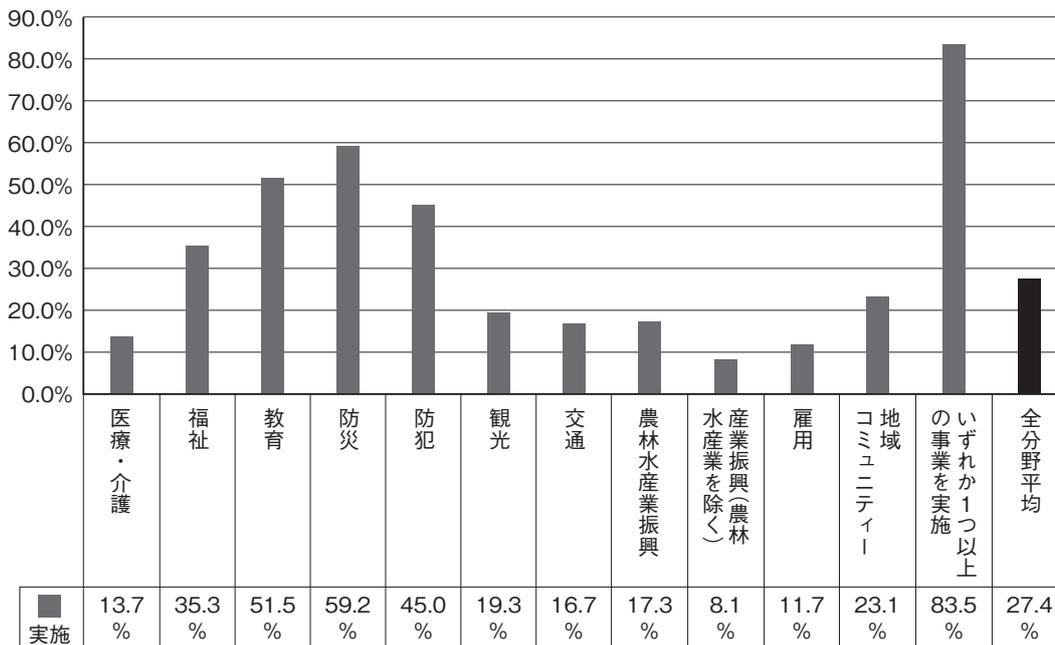
地域においてニーズがあっても、ICTを提供する側の姿勢が先行して(地域のニーズを踏まえることなくプロジェクトを進めてしまい)、地域のニーズを踏まえたICT利活

脚注

1. 内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について(2011/9/30現在)」
2. FTTH, DSL, ケーブルインターネット, 3.5世代携帯電話, 地域WiMAX, FWAの合計
3. FTTH及び下り伝送速度30Mbps以上のケーブル・インターネット

トの合計
4. 総務省(2011)「ICT利活用システムの普及促進に係る調査研究」(サンプル数606, 調査対象: 全国の自治体。ただし、東北地方を中心とした一部地域を除く。)

表 地域ICT活用事業実施率（一以上の事業を実施した自治体の割合）



出典：総務省「ICT活用システムの普及促進に係る調査研究」（2011）



用が推進されない。あるいは、プロジェクト関係者側に十分なノウハウや事業計画がなければ、自立した取組を行うことが困難である。

これは、地域のニーズとICTの供給者とのマッチングがなされなかったことから、ニーズに対応するサービスの提供が的確に行われていなかったことも原因である。

さらに、関係する地方自治体、企業関係者等の地域情報化に対する意識については、内部業務・事務の効率化を図るものという以前の「電算化」に留まっていることも指摘されている。

また、ICT利活用が苦手な高齢者などの立場に立った解決策が提示されていないことも課題として挙げられる。

●人材に関する課題

地域におけるICT利活用を自主的に推進できる中心人物（リーダー）、それを支える高度な専門性を備えた人材、活動のネットワークを形成して支える地域の多様な人材等といった、取組を行う人材が不足している。さらに、地域での取組を支援するためには、地域内のみならず、地域外からもこれらの人材の受け入れ、交流についても不十分である。

●関係主体の連携に関する課題

（ひとつの主体が実行できる範囲は限定されていることから、）様々な主体が、自律・分散・協調を基本として、連携・協働することが、地域自立型の活動の上で重要であるところ、地域内外の個人・組織・機関の連携と協働の進展が不十分である。

●コスト負担に関する課題

ICTの利便性や効果が高くとも、導入にコスト負担を要することが大きな課題となっている。それが、ICTに関する取組が局所的・一時的なものにとどまる理由であり、他地域への展開や取組の継続的实施を妨げる要因ともなっており、普及しないためにコストはさらに高額になっている。

また、ICT導入によって得られる効果が明らかでないことから、導入を検討する際に費用対効果の説明が困難となる。

これらは、自治体アンケートを踏まえての分析であるところ、住民などの自治体以外の主体が活動に取組む場合、ニーズに関する課題は、課題を抱えている当事者が取組を行うことが多いことから、上記ほどの課題とはならないであろうものの、人材及びコストに関する課題については、リソースが限定されていることから、自治体の場合以上の課題となりうる。

これらの課題は多面的であり、過去に開催された地域情報化に関する総務省の研究会(例えば、「地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会」報告書(2007))でも同様の課題は指摘されてきており、短期間での解決は困難である。ただし、事例も増加してきたことから、課題に対する分析も深化しているところ、従来の検討と比較すると、この提言では地域間連携の視点が新たに加わっており、地域の課題は、特定地域の枠組みを超えて広域で解決を図る必要性に注目が集まることとなる。

▶ 4 総務省の地域情報化政策

4.1 国が支援を行う意義

地域における課題解決は、その地域によって主体的に取組まれるべきものである。地域情報化についても、地方自治体のみならず住民などが主体の取組みも全国各地でみられる。しかし、地域情報化とは、基盤整備のみならず、その利活用まで考慮に入れる必要があることから、地域のみでは取組に困難な場合がある。

これについて、懇談会提言(2011)では、個別の解決ではなく連携を促進させるため、国が適切な役割を果たすことは欠かせないとした上で、

- 現状では、地域においてICTによる課題解決の可能性が十分に認識されていない
- 地域の真のニーズを反映したICT利活用を主導する人材が不足
- ICTの導入にあたってのコスト面での課題が大きいこと

という各地域に共通の課題が存在していることから、国が地方と連携して、取り組むことが必要としている。

これは、国が地域を超えて課題解決手法の移転を支援することにより、情報化を進めることができる可能性を有していることを示している。

ただし、このような国と地方との連携について、地域での情報化を進めるうえでの問題点として、自治体と総務省の情報通信担当部局との接触のなさの指摘(中野 2005: 187)もあり、そのような状況を踏まえて、自治体が情報化に取り組む上での視点として、まずは総務省の地方総合通信局との連携を強化する必要がある(中野 2005: 142)。その後、総務省、特に地方総合通信局は自治体との情報共有、連携を進めてきたものの、クラウド化の進展などにより地域情報化の取組が広域化していることから、このような連携の必要はより高くなっていると考えられる。

4.2 2000年までの地域情報化施策

2000年代以前の地域情報化政策について概観する。地域情報化元年と呼ばれる1983年には、郵政省（当時）がテレテレビ構想を打ち出し、その対象地域の認定を行うなど各種の施策が開始された。この構想は、特定地域のCATV施設等の情報通信システムの構築に対し、無利子融資、低利融資、財政投融资等の支援を行うものである。その対象については、「生活分野、産業分野、コミュニティ分野全般にわたってニューメディアを核とする情報システムを導入することを目標にスタートしたが、しだいに生活分野に大きなウェイトを置くようになったと考えられる」（中村 2006: 42）と、対象分野は次第に集約されていった。

その後、1994年には電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革に向けて－情報通信基盤整備プログラム」を踏まえて、情報通信基盤整備としては、光ファイバ網整備促進のための融資制度が創設された。また、1994年にはCATV網の構築を助成する新世代地域ケーブルテレビ整備事業も開始された。さらに、1998年には自治体のICTネットワーク構築を助成する地域イントラネット基盤整備事業、地域インターネット導入促進基盤整備事業も開始されている。

この時期の地域情報化政策は、情報通信基盤整備を目的とした、融資あるいは補助事業が多い。また、産業振興が事業目的のうちに掲げられている事業が多く、「国土開発計画や・・・産業政策の一部として捉えるのが適切」との指摘もある（大石 2011:258）。

4.3 2000年代の地域情報化政策

2000年には高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が成立し、2001年には内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が設置、「e-Japan戦略」が策定された。この戦略では、高速・超高速ネットワークインフラの整備に重点が置かれ、2005年までに超高速インターネット1000万世帯、高速インターネット3000万世帯への接続可能な環境整備が目標とされた。

その後急速にブロードバンド網の整備が進捗したことから、2003年の「e-Japan戦略II」及び2006年策定の「IT新改革戦略」では、整備が進んだICT基盤を使ったICTの利活用及び構造改革が目標となった。2010年の「新たな情報通信技術戦略」では、3重点戦略として、「国民本位の電子行政の実現」、「新市場の創出と国際展開」に加えて、「地域の絆の再生」が挙げられている。

総務省では2004年に、2010年までの期間を対象にした情報通信政策ビジョンとして「u-Japan政策」を策定、ユビキタス社会に向けた取組の方向性を示した。その実現に向けて、ユビキタス・ネットワークの整備、ICT利活用環境の高度化、利用環境整備を3本の基軸として、取り組むべき施策が提示されていた。続いて、2009年には「ICT維新ビジョン」が策定され、「光の道」の100%実現、「日本xICT」戦略による3%成長の実現、ICTパワーによるCO₂排出量10%以上の削減の3目標が定められた。

この時期には、ブロードバンド、モバイル通信が大容量化して急速に普及したことにより、地域においても、地方自治体のみならず、住民が主導して、地域の課題となっている様々な分野で、ICTを利活用して地域の課題を解決する先進事例がこの時期に登場している⁶⁾。

総務省としては、「地域社会の活性化・課題解決に貢献するとともに、地域におけるICT利活用を促進することを目的」（情報通信白書 2011: 297）にすという立場から地域情報化政策を推進してきたが、基盤整備の進展、活動主体、対象分野の拡大を受けて、そ

5. 先進事例としては、例えば、総務省「ICT利活用事例集」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000130496.pdf

の施策については、変遷がみられる。

その考察の視点としては、ICT 基盤整備支援、その基盤を活用した ICT 利活用支援と地域での ICT 人材育成支援に区分して、それぞれに関係する主な施策を取り上げる。

4.4 ICT 基盤整備に関する施策

ICT 基盤整備は、民間主導が原則であり、国の関与は投資インセンティブの付与に留めるのが基本とされている。しかし、過疎地など採算面から民間では整備の進まない地域については、ブロードバンド等の ICT インフラが国民生活に不可欠なものとなりつつある中、国が財政措置を講じ、国・地方公共団体・民間事業者と連携して、基盤整備を図ってきた。

2000 年代には、ICT 基盤整備は急速に進捗したが、整備の遅れている過疎地などの条件不利地域での基盤整備への支援として、1998 年から地域イントラネット基盤施設整備事業、2006 年からは地域情報通信基盤整備推進交付事業が 2009 年度まで実施されてきた。

地域イントラネット基盤施設整備事業は、地方自治体の本庁・支庁間の連絡手段、行政サービスの提供手段として用いられる地域公共ネットワークの整備費の一部を補助するものであり、主に行政内部の情報化に資するものであるが、条件不利地域では、域内のブロードバンド網のバックボーンなどに活用されるために、地域への開放が行われる例もある。

地域情報通信基盤整備推進交付事業は、過疎地域等における FTTH 整備を目的とする地域情報交流基盤整備モデル事業、CATV 整備費の一部を助成する新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業が 2005 年度まで実施されてきたところ、それらを終了して設けられたものである。それらの事業は、用途が特定のネットワークの整備に限定されていたところ、地域のニーズに合ったネットワーク構築を可能とするために、地域の実情に応じたネットワーク（光ファイバ網や CATV 網など）を構築できるよう用途を柔軟化したものであった。

2007 年には 90% 以上の世帯がブロードバンド・サービスに加入可能となったものの、過疎地などの条件不利地域を中心に、まだサービスに加入できない地域があることから、2008 年には「デジタル・デバイド解消戦略会議」が開催され、そこで「デジタル・デバイド解消戦略」が策定されて、2010 年末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標とした。

これを踏まえて、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業⁶⁾として、ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域にて、電気通信事業者がブロードバンド基盤施設を整備する際に、市町村が整備費用の一部を支援する場合には、国の特別交付税措置の対象となる、また、過疎対策事業債、辺地対策事業債の充当を可能とする措置も講じられた。

これらの支援と電気通信事業者の自主的な整備の進展により、ADSL などの高速ブロードバンド整備は 2010 年末までに目標が達成されたとされる。

その後、2010 年に打ち出された「光の道」構想の 2015 年に超高速ブロードバンド通信網を全国に整備するという目標を踏まえて、2011 年度に情報通信利用環境整備推進交付金制度⁷⁾が創設されている。この交付金は、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援するものである。実施に際しては、構築した基盤を生かした ICT 利活用が求められており、次に述べる ICT 利活用

脚注

6. この事業の概要については、総務省の以下のサイトを参照：
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/sisaku/chiiki14/chiiki01-7.pdf>

7. <http://www.chiiki-info.go.jp/measures/detail/2158>

にもつながる制度と言える。

4.5 地域における ICT 利活用推進に関する施策

前述のとおり ICT 基盤整備が進展する一方で、利活用の進展はそれには及ばないことが e-Japan 戦略 II が策定された 2003 年以降認識されるようになった。

そのため、地域における ICT 利活用促進に関係する施策が実施されるようになっていくが、それらは 2000 年代においてスキームが変化してきた。これは、地域におけるブロードバンドなどの ICT 基盤整備に伴い、ICT 利活用の対象分野が広がったこと、また、地域における活動主体が地方自治体だけではなく、NPO、地域企業などの占める役割が大きくなったことから、それらを事業に反映するようになったことが挙げられる。

地域における ICT 企業育成、誘致を直接の目的に掲げる施策は、2002 年度から全国 10 か所を指定した「IT ビジネスモデル地区構想」以来なく、この時期に実施された利活用に関する事業は、おおむね地域での ICT 利活用の促進という広範な目的を掲げている。

ICT 利活用を進めるにあたっては、医療・教育などの利活用分野で阻害要因となっている制度の改正を図る必要があるが、情報通信分野からは、課題解決手段としての ICT 導入の効果を明示的に示して、その導入を広く促進する事業を行うというアプローチがとられることとなる。

以下で、2000 年代の主な事業を取り上げて、それらの概観を行う。

4.5.1 e まちづくり交付金事業

2002 年度補正予算で、「地域情報化モデル交付金事業（e まちづくり交付金事業）」が実施された。これは、地域で実施される ICT プロジェクトを対象として、1 プロジェクトあたり 1,000 万円、1,500 万円、2,000 万円のいずれかの定額交付金による助成を行うもので、全国で合計 100 件（予算額 15 億円）を採択したものである。

対象事業は、ICT 関連技術を組み合わせた実証実験の実施、ICT を活用した地域振興モデルの構築、地域の個性豊かなコンテンツの制作といった事業など ICT を利活用する事業であれば分野を問わない。

この事業の特徴は、地方自治体を申請主体とするものの、地方自治体のみならず NPO 法人などと連携して取組むことを要件とし、住民生活に関係の深い地域密着型のプロジェクトを対象としたこと、及び補助金ではなく交付金事業であるため全額が国費負担であることから、事業実施団体の負担がないことである。また、1 件あたりの交付額が比較的小規模であるため、プロジェクトは、大規模なシステム構築ではなく、地域製品の紹介、地域情報の提供など地域で構築されたものが多い。

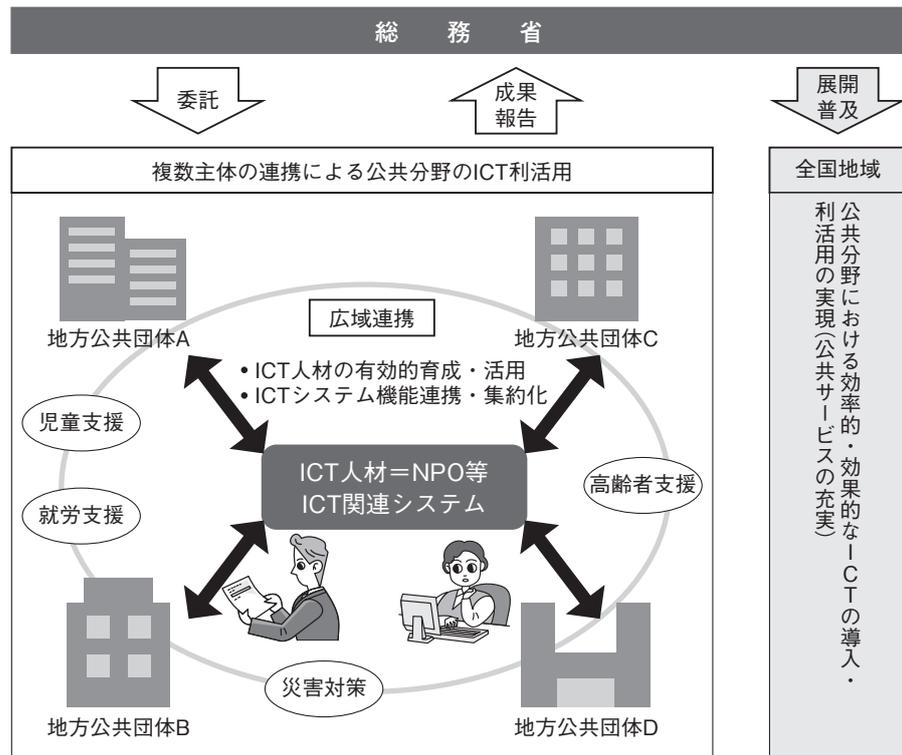
この事業が地域の ICT 利活用に重点を置いたことについては、ICT 設備整備を目的とした「過去の地域情報化政策によって得られた教訓の上に立ったもの」であり、「それまでの地域情報化が『ハード中心』であるとしたら、『ソフト中心』『利活用中心』である」と、地域のニーズを踏まえる新たな事業であるとの評価がある（田畑（2005）:140）。

ただし、この事業は 2002 年度のみである。

4.5.2 地域情報化総合支援事業

2005 年度には「地域情報化総合支援事業」が実施されて、全国で 6 か所が採択された。これは、ICT 基盤整備とその利活用について定めた地域情報化総合計画について地方自治体から提案を受けて、採択したプロジェクトに対して計画中の事業への支援を実施するもので、特徴としては、一定割合で地域の提案する事業を自由に実施可能なことがある。ただし、事業費の 1/2 または 1/3 の補助を行う補助事業であり、地方自治体側は予算措置

図 地域ICT利活用広域連携事業の概要



出典：総務省資料

Figure & Table

を講じる必要があるため、事業申請を行える地方自治体は限定されてくることとなる。
この事業は2005年度のみの実施である。

4.5.3 地域ICT利活用モデル構築事業及び地域ICT利活用広域連携事業

2007年度から2009年度まで「地域ICT利活用モデル構築事業」が実施された。これは地域からICT利活用モデルの提案を受け、採択したプロジェクトへ事業の実施及び成果などの検証を委託することにより、先進的なモデルの構築を支援して、その全国展開を図ろうとするものである。この成果を踏まえつつ、2010年度からは、「地域ICT利活用広域連携事業」が実施されている。

まず、「地域ICT利活用モデル構築事業」は、地方公共団体に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的な地域ICT利活用モデルの構築（企画、設計、開発等）を委託して、総務省はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、モデルの全国展開を促進するものである。

予算額は、2007,2008年度各18億円、2008年度1次補正6.5億円、2次補正15億円、2009年度13.9億円であり、3年間で合計73件を採択した。

続いて、「地域ICT利活用広域連携事業」は、複数の地方公共団体が広域連携して、効率的なICT利活用を資する取組を委託事業として実施し、得られた成果を全国に普及することにより、全国各地域における公共的な分野に関するサービスを総合的に向上させるものである。

予算額及び採択件数は、2010年度が82.0億円、97件採択、2011年度が25.5億円、26件継続採択である。

これらの事業の特徴としては以下が挙げられる。

●事業形態

地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を地域へ委託して、受託者は事業を実施して、その効果を検証することとなる。そのため、プロジェクト委託対象経費⁸⁾は委託者である国が負担する。

ただし、受託者は設備を所有することはできず、原則リースまたはレンタルにより機器を調達した上で、委託期間内に事業を実施して、成果報告書、システム報告書、成果検証データ等の成果物を総務省に提出するものである。

また、成果報告を行った後、継続的な事業の運用・運営が要求されており、委託事業終了後5年間程度は、成果の事後評価を実施し、総務省への報告が求められている。

●事業実施主体

両事業ともに、受託者のみの事業実施でなく、他の地域情報化活動団体との連携を求めており、地域ICT利活用モデル構築事業では、地方公共団体⁹⁾が委託先であるが、地域住民、地元企業、NPOなどの地域団体と連携しての事業実施が求められた。地域ICT広域連携事業では、委託先は、地方公共団体に加えて、第三セクターやNPOへも拡大され、地域における活動主体の多様化に対応しているといえる。また、モデル構築事業の効果検証において、初期投資、運営費用などを抑制するために複数地域での連携が必要とされたことから、複数地域による広域連携が条件となっている。

2010年度採択案件97件中では、受託者の内訳は、連携主体（自治体、NPOなどの連携）は26件、NPOは48件、自治体は11件、第三セクターは12件となっており、連携主体にもNPOが参加しているプロジェクトがあることを考慮すると、NPOの占める割合が高くなっている。

●成果の他地域への展開

委託事業で得られた成果の全国展開を図ることを事業目的としている。地域情報化の取組を進めるためには、多くの課題が存在するところ、成功事例の成果の展開については、効果的な方法で執り行う必要がある。

そこで、各事業の受託者から提出された成果報告書及びシステム設計書については、総務省のホームページで掲載されている。また、同ページには検証調査報告書についても公開されている。

この事業の成果を全国展開するために周知を図るとして、地方総合通信局などでセミナー・シンポジウムが開催されているが、その効果については、検証が必要であろう。

4.5.4 ユビキタスタウン構想推進事業及びICTふるさと元気事業

2009年度第一次補正予算において、「地域情報通信技術利活用推進交付金（ユビキタスタウン構想推進事業）」（予算額118.6億円）、第二次補正予算において、「情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金（ICTふるさと元気事業）」（予算額65億円）がそれぞれ実施されている。

これらの施策は、成功モデルを普及させる一環としての取組の性格を有して、事業を実

脚注

8. 委託対象経費は、モデル構築事業では、設備備品費、システム構築経費、その他、広域連携事業では、人材育成・招へい費、システム設計構築費、機器類整備費。

9. 市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体（広域連合、一部事務組合を含む）

施することで地域情報化の推進を図ることを目的とするため、交付金の対象は、人材育成・招へい費、開発・運営費、設置工事費であり、モデルの効果検証を行う委託事業とは異なり、設備の所有が可能である。さらに、ICTふるさと元気事業では、地域の人材活用、雇用創出が目的に含まれている。

4.5.5 地域情報プラットフォーム推進事業及び地域情報プラットフォーム活用推進事業

複数の地域で共通のアプリケーションを用いて課題解決を図るために、共通プラットフォームを用いて、各参加者の共同利用を進めるための実証実験である。行政・民間のプロジェクトで行政区域を超えて、連携するためには、それぞれの情報システムが接続・連携する仕組みとして、「地域情報プラットフォーム」が(財)全国地域情報化推進協会により整備されてきた。これは、異なる情報システムが相互に接続・連携できるように準拠すべきルールを定めた「地域情報プラットフォーム」標準仕様を整備するものである。

2008, 2009 年度には、「地域情報プラットフォーム推進事業」が実施され、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠することで、各種手続きや情報入手を容易に可能とするワンストップサービスについて実証実験を民間法人に委託して、その成果報告書が総務省へ提出された。引き続き、2010 年度には「地域情報プラットフォーム推進事業」が実施された。これは、プラットフォームを用いた自治体の業務システム間の連携について実証を行うもので、行政情報化のみならず住民の利便性も向上することを目指している。

これらは、行政情報化に関する分野が主であり、本論の対象とする「狭義の地域情報化」に関するアプリケーションは多くはない。

4.6 地域 ICT 人材育成に関する施策

地域情報化については、地域の自律性が求められるところ、取組む関係者にも ICT 活用能力が求められる。その対象となる人材は、自治体職員、NPO 団体、一般の地域住民など多様である。

地域情報化プロジェクトは、情報システムの構築だけではなく、そのプロジェクト形成・運用が求められるため、基本的に一人がすべてを負うのではなく、役割分担が必要であり、プロジェクトを統括するリーダー、それを支えるサポーターなど、多くの役割が求められる。

総務省の「地域情報化人材のスキルのとりまとめ」(2011)は、「地域情報化人材」に要求されるスキル⁽¹⁰⁾を、対象職種を地域 ICT 利活用事業の事業主体の「事業サービス提供者」、事業主体外の「事業サービス協力者」、一般の利用者である「事業サービス受益者」の 3 つの役割、対象スキルを「キャリア基準」、「スキル基準」、「人材育成基準」に分けてそれぞれについて必要なスキルを記述している。

ただし、必要な人材の能力を一般的にまとめたものであり、地域での ICT 利活用は多様な分野に及ぶことから、このスキルを基に個別に使用することとなる。

ICT 人材育成は、プロジェクト実施において人材の果たす役割が大きい地域情報化には必要であるものの、対象の人材が多様であるため取り組みにくく、また、短期的には成果が得られにくいこともあり、施策は限定的なものである。

脚注

10. 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供している ICT 人材のスキル標準であり、日本における代表的なスキル標準である ITSS と UISS を参照している。IT スキル標準 (ITSS) は各種 IT 関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系

化した指標。情報システムユーザスキル標準 (UISS) は情報システムユーザ企業を対象として、組織や人材に必要なスキル及び知識を整理・一覧化した指標。

4.6.1 情報通信人材研修事業支援制度

情報通信人材育成に関する支援としては、2009年度まで、情報通信人材研修事業支援制度が実施されていた。この制度では、1件あたり500万円を上限として、第三セクター、公益法人、NPO法人などの情報通信人材研修事業を行う事業者に対して、研修に要する経費のうち二分の一を助成していたものである。これは、地域情報化人材よりも、情報通信技術者の育成を目的としたものであった。

4.6.2 地域情報化アドバイザー

直接的に地域におけるICT人材を育成する事業ではないが、地域ICT人材のノウハウ伝達を行うことにより地域における人材の能力向上を図る事業としては、「地域情報化アドバイザー」制度が2008年1月から開始されている。

これは、地域情報化プロジェクトの実施にあたっては、必ずしも実施者がプロジェクトに精通しているわけではないところ、地域情報化活動に取り組んでいる地域外の有識者を「地域情報化アドバイザー」に任命し、派遣要請があった地域へ派遣し、地域情報化を推進するうえで必要なアドバイスをを行うことで、「ICTの利活用による成功モデルの構築を推進する」ことを目的とした制度である。

この地域情報化アドバイザーは2011年度には58名おり、うち約40%が民間企業、約30%が大学・高専・高校の教員である。2008年1月から2011年3月までの派遣実績はのべ215人である。

ただし、実際の活動は、未だ「単発的な講演を中心とした活動にとどまっていた面は否定できない」(懇談会提言(2011):21)との反省から、2012年度には「ICT地域マネージャー」制度が実施される予定である。今後は「中長期にわたって地域に赴き、地域における実際の取組を支援する」ことで、講演会だけではなく、地域情報化プロジェクトの立ち上げ、進捗に対してもかかわっていくことを意図している。

▶ 5 考 察

地域におけるICT利活用は、2000年代になり住民主導の取組が各地で実施されて、先進的な事例が登場するようになった。これは、従来行政が提供すると考えられてきた公共サービスについて、ICTを活用することにより行政以外でも担いうることを示したものである。

このような動きに対応して、この時期の施策は、全国一律の基盤整備から、地域の様々な課題に対応して、具体的なICTの利活用方法、導入方法、ノウハウ等を示した、先進モデルを構築、検証し、それを全国に普及・展開していくことが基本的な方向性となっている。

しかし、なお施策立案にあたっては、利活用のためのICTシステム構築を重視したために、「ニーズ把握が不十分なまま、ハード重視・システム重視型の提案を誘発してきた可能性があることは否定できない」(懇談会提言(2011):18)との反省も挙げられている。

事業の実施主体が自治体であると、現行の仕組みや規範をそのままにICTを導入する保守的なプロジェクトになりがちであるが、NPOなど地域における新たな活動主体まで申請者を広げられたことで、先進的なプロジェクトが現れるようになることが期待できる。

ただし、実施主体の要件を拡大することにより、多様な団体が対象となっていることから、それらが事業実施できるか、あるいは活動の実態を有しているかなどの要件審査が求められる⁽¹⁾。次に、地域情報化人材の育成については、対象が多様で一律の育成が困難であり、個別の対応が求められること、また、育成には手間がかかることから、効果的な

支援策を講じることには困難が伴うが、2012年度から予定されている「ICT地域マネージャー」制度でより長期の支援が打ち出されたように、スキル標準に則った長期間の研修制度の支援などが考えられる。

ただし、このようによりプロジェクトに密着してアドバイスをを行うことは、そのプロジェクトに長期間拘束されるため、人材の確保が困難となることが想定されることから、より柔軟な制度設計が求められる。

2012年度の利活用事業は、東日本大震災からの復興対策である被災地域情報化推進事業であるが、今後、利活用分野での事業実施にあたっては、ICT広域連携事業では、ICT人材の地域間での交流・保管、ICTスキル・ノウハウの移転も視野に入れていることから、ICT人材育成・招へい費も委託対象経費に含まれていたように、事業実施に合わせて人材育成費を含めることも、実務的な経験を踏まえた育成ができることから、考慮すべきであろう。

▶ 6 おわりに

地域における課題解決のためにICTが果たすことができる役割は、2000年代になりICT基盤整備が進展することによりさらに大きくなった。しかし、その利活用の促進はそれには及んでいない。地域が自立して、地域情報化プロジェクトに取り組むべきではあるものの、現状は、地域内だけでは資金、人材などで課題が多く、活動の限界がある。

そこで、国の支援が行われるところ、その対象もICT基盤整備から、2000年代後半にはICT利活用の促進へと広がりを見せてきた。また、その過程で地域情報化プロジェクトを実施できる人材の確保も課題とされており、今後の取組が求められる。

本論は、地域情報化政策について、ICT環境の整備を踏まえての変遷について考察することを目的としており、個別の事例を取り上げての検証は行っていない。しかし、「総務省による支援の終了後において、主に運用コストの負担の問題から取組の継続が困難となる例もある等、取り組みの自立という観点からの問題や、導入されたICTシステムが必ずしも十分に活用されていないという問題もあったといえる」（懇談会提言（2011）：17）との指摘もあり、事業実施後のモデルの普及のためには、対象分野が多様であるために一律の評価は困難であるものの、実施済み事業の成果検証が必要である。

昨今の厳しい経済事情の中、これまで行政が担ってきた「公」の活動についても、NPOなど民間が担うという「新たな公共」の概念が唱えられている。地域情報化を促進することにより、地域の課題解決のみならず、地域における新たな枠組みづくりを支援できるような施策が今後はより求められよう。

●参考文献・引用文献

- 大石裕、吉岡至、永井良和、柳澤伸司（1996）「情報化と地域社会」福村出版
大石裕（2011）「コミュニケーション研究 第3版」慶應義塾大学出版会
ICT地域活性化懇談会（2011）「ICT地域活性化懇談会 提言」総務省
http://www.soumu.go.jp/main_content/000121425.pdf（2011年11月18日閲覧）
国領二郎、飯盛義徳（2008）「元気村はこう創る」
田畑暁生（2005）「地域情報化政策の事例研究」北樹出版
デジタル・デバイド解消戦略会議（2008）「デジタル・デバイド解消戦略会議 第一次報告書」総務省
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080331_13_bt1.pdf（2011年11月18日閲覧）

脚注

11. ICTふるさと元気事業で採択された事業のうち、NPO法人を事業主体とする事業で不適切な予算執行があることが判明し

て、制度改革に取り組むこととされている（総務省報道資料（平成23年5月13日））

- 地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会（2007）「地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会報告書」総務省
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070717_8_bs3.pdf（2011年11月18日閲覧）
- 地域における情報化の推進に関する検討会（2005）「『地域における情報化の推進に関する検討会』住民サービスワーキンググループ報告書」総務省
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/local/pdf/05_0406_1_s1.pdf
 （2011年11月18日閲覧）
- 中野雅至（2005）「ローカルIT革命と地方自治体」日本評論社
 丸田一、国領二郎、公文俊平（2007）「地域情報化 認識と設計」
 内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について（2011/9/30現在）」
<https://www.npo-homepage.go.jp/data/bunnya.html>
 総務省（2011）「情報通信白書 平成23年度版」
 総務省（2011）「地域情報化人材のスキルの取りまとめ」
 総務省報道発表資料（2003年3月31日）「平成14年度補正予算による「地域情報化モデル事業交付金」（eまちづくり交付金）の交付を決定」
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.soumu.go.jp/s-news/2003/030331_6.html
 （2011年11月18日閲覧）
- 総務省資料「地域情報化総合支援事業」
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/258151/www.hokuriku-bt.go.jp/press/2005/pre050622-4-3.pdf>
 （2011年11月18日閲覧）
- 総務省ホームページ「地域ICT利活用モデル構築事業」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ict_model/index.html（2011年11月18日閲覧）
- 総務省報道発表資料（2010年4月28日）「『地域ICT利活用広域連携事業』に係る提案公募開始」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu06_000017.html（2011年11月18日閲覧）
- 総務省報道発表資料（2010年8月19日）「『地域ICT利活用広域連携事業』に係る委託先候補の選定」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_01000001.html（2011年11月18日閲覧）
- (財)全国地域情報化推進協会 地域情報化アドバイザー派遣
http://www.applic.or.jp/prom/chiiki_adviser/（2011年11月18日閲覧）

高田義久（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授）